

殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉 城 デニー

在沖米軍に係る新型コロナウイルス感染症対策について（要請）

海兵隊普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等においては、7月4日以降、新型コロナウイルスの感染が爆発的に広がり、僅か数日で感染者数が100人に達しております。

このことは、フェンス1枚を隔てて基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安と衝撃を与えています。

沖縄県及び県内市町村においては、これまで一体となって県内での新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組み、2か月以上も新規感染者を発生させないなど、対策の効果が現れていた中で、基地内でクラスターが発生し感染が拡大したことは、極めて遺憾であります。

また、在沖米軍は、人事異動が集中したという理由で、基地外の民間宿泊施設を利用し、入国者の移動制限措置を実施しておりますが、この措置についても周辺住民は大きな不安を抱いております。

沖縄県は、厚生労働省からの通知に基づき、第二波に備えた病床確保計画の策定等を行っておりますが、このような状況は同計画を根底から覆すものであります。

今回の感染拡大は、日米地位協定によって、米軍に国内法が適用されないことが大きな原因であると考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、米国人を含む一般外国人の入国が厳しく規制されている一方で、米軍関係者については、日米地位協定の下、米軍独自の判断で入国が可能となっており、検疫についても国内法の適用がありません。

感染者数等の情報については、海軍病院から県の保健当局へ提供されることとなっておりますが、特に大規模な感染が発生して以降は、行動履歴など

に関する詳細な情報が提供されておりました。現在、徐々に改善が見られるものの、未だ十分な情報が迅速に提供されておられません。

また、基地外に居住する米軍人等の人数などの情報は、行政施策の基礎であり、新型コロナ感染症対策においても重要な情報であるものの、平成26年以降情報提供がありません。

日米地位協定に基づいて駐留を認められている米軍内部で発生した感染拡大については、政府の責任において米軍に徹底した対策をとらせるとともに、基地外への感染は絶対に阻止するべきであります。

また、政府が知り得た情報については、速やかに沖縄県及び関係市町村に対しても情報提供されるべきであります。

については、下記の事項について、要請します。

記

- 1 政府の責任において、米軍に以下のことについて実施させること。
 - (1) 世界的に感染拡大が続いている中、米本国等からの沖縄への異動を中止すること。中止するまでの間は、入国する全ての米軍人等に対し、PCR検査を実施するなど、日本政府の対策と同様な水際対策を徹底すること。
 - (2) 普天間飛行場をはじめ、クラスターが発生している基地を閉鎖するなど、米軍基地内における感染拡大防止の徹底を図ること。
 - (3) 基地内における警戒レベルを最高レベルまで引き上げること。
 - (4) 基地外の宿泊施設で実施している移動制限措置については、基地内で実施すること。
 - (5) 基地内の日本人従業員や入国者を受け入れている宿泊施設の従業員等への感染防止対策を徹底すること。
 - (6) 感染患者の基地外における行動歴等の詳細かつ迅速な情報提供を行うこと。
 - (7) 基地内の医療体制、検査体制に関する情報提供を行うこと。
 - (8) UDP(ローテーション配備)などで沖縄に配属される軍人等の人数の情報提供を行うこと。また、基地外に居住する米軍人等の人数などの詳細な情報を地元地方公共団体に提供すること。
- 2 検疫についても国内法を適用するなど日米地位協定を抜本的に見直すこと。
- 3 政府において知り得た情報については、速やかに、沖縄県及び関係市町村に情報提供を行うこと。
- 4 米軍由来の感染であっても、政府は責任を持って沖縄県及び関係市町村と連携し対策を講ずること。

殿

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 玉 城 デニー

在沖米軍に係る新型コロナウイルス感染症対策について（要請）

海兵隊普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等においては、7月4日以降、新型コロナウイルスの感染が爆発的に広がり、僅か数日で感染者数が100人に達しております。

このことは、フェンス1枚を隔てて基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな衝撃を与えています。

沖縄県及び県内市町村においては、これまで一体となって県内での新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組み、2か月以上も新規感染者を発生させないなど、対策の効果が現れていた中で、基地内でクラスターが発生し感染が拡大したことは、極めて遺憾であります。

また、在沖米軍は、人事異動が集中したという理由で、基地外の民間宿泊施設を利用し、入国者の移動制限措置を実施しておりますが、この措置についても周辺住民は大きな不安を抱いております。

沖縄県は、厚生労働省からの通知に基づき、第二波に備えた病床確保計画の策定等を行っておりますが、このような状況は同計画を根底から覆すものであります。

今回の感染拡大は、日米地位協定によって、米軍に国内法が適用されないことが大きな原因であると考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、米国人を含む一般外国人の入国が厳しく規制されている一方で、米軍関係者については、日米地位協定の下、米軍独自の判断で入国が可能となっており、検疫についても国内法の適用がありません。

感染者数等の情報については、海軍病院から県の保健当局へ提供されることとなっておりますが、特に大規模な感染が発生して以降は、行動履歴などに関する詳細な情報が提供されておりました。現在、徐々に改善が見られるものの、未だ十分な情報が迅速に提供されておられません。

また、基地外に居住する米軍人等の人数などの情報は、行政施策の基礎であり、新型コロナ感染症対策においても重要な情報であるものの、平成26年以降情報提供がありません。

日米地位協定に基づいて駐留を認められている米軍内部で発生した感染拡大については、米国の責任において徹底した対策を行い、基地外への感染は絶対に阻止するべきであります。

については、下記の事項について、要請します。

記

- 1 米国の責任において、以下のことについて実施すること。
 - (1) 世界的に感染拡大が続いている中、米本国等からの沖縄への移動を中止すること。中止するまでの間は、入国する全ての米軍人等に対し、PCR検査を実施するなど、日本政府の対策と同様な水際対策を徹底すること。
 - (2) 普天間飛行場をはじめ、クラスターが発生している基地を閉鎖するなど、米軍基地内における感染拡大防止の徹底を図ること。
 - (3) 基地内における警戒レベルを最高レベルまで引き上げること。
 - (4) 基地外の宿泊施設で実施している移動制限措置については、基地内で実施すること。
 - (5) 基地内の日本人従業員や入国者を受け入れている宿泊施設の従業員等への感染防止対策を徹底すること。
 - (6) 感染患者の基地外における行動歴等の詳細かつ迅速な情報提供を行うこと。
 - (7) 基地内の医療体制、検査体制に関する情報提供を行うこと。
 - (8) UDP(ローテーション配備)などで沖縄に配属される軍人等の人数の情報提供を行うこと。また、基地外に居住する米軍人等の人数などの詳細な情報を地元地方公共団体に提供すること。
- 2 検疫についても国内法を適用するなど日米地位協定を抜本的に見直すこと。